

## 災害時等における避難所開設の協力に関する覚書

箱根町（以下「甲」という。）と温泉旅館みたけ（以下「乙」という。）は、災害時等における避難所開設の協力に関し、次のとおり覚書を締結する。

### （目的）

第1条 この覚書は、箱根町内に地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が公共施設に開設した避難所が収容困難となる場合、あるいは箱根町内に地震、風水害、その他の災害が発生し、甲の開設する公共施設が被害を受けた場合に、甲が乙に対し避難所の開設を依頼することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### （対象施設）

第2条 この覚書の対象施設は、乙の保有する宿泊施設内の1階和室宴会場及びトイレ（以下「対象施設」という。）とする。

### （避難所利用対象者）

第3条 災害時等に対象施設に開設した避難所を利用する者は、甲がその都度指定した避難者とする。

(開設の事前調整)

第4条 甲は、大雨等の天気予報に基づき避難所の開設を予め準備する場合、前日に乙に対し避難所の開設可否について電話で確認する。

2 地震等で突発的に避難所の開設を依頼する場合においても、甲はまず乙の受け入れ可否を電話等で確認する。

(避難所の開設)

第5条 乙は、災害時等において、甲が防災行政無線により公共施設に避難所を開設した旨を放送で確認した時点で避難所の開設を予期し、別途甲より避難所の開設の依頼を受けた後、対象施設に避難所を開設する。

(避難所の管理)

第6条 乙は、対象施設に開設した避難所の管理を自ら行う。

2 乙は、対象施設内に新型コロナウイルス感染拡大防止対策を施すことに努める。

(費用負担)

第7条 避難所等の施設利用に要した光熱水費等は、乙が負担する。

2 避難所利用者個人に責が帰することが明らかな損害が発生した場合、乙は当該者と損害復旧について交渉する。この際、甲は必要に応じ仲介に入るものとする。

3 不可抗力による損害が発生した場合、損害復旧について甲と乙で協議する。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、開設から48時間以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合には、甲は乙と開設期間の延長を協議することができる。

(避難所の閉鎖)

第9条 乙は、避難所利用者が全員退去した段階で避難所を閉鎖し、甲に電話でその旨を通知する。

(備蓄品の提供及び保管)

第10条 乙は、避難者用の非常食及び水を甲から提供を受けることができる。また、使用した場合に補充を受けることができる。

2 乙は、甲から提供を受けた非常食及び水を、適切に備蓄する。

3 乙は、備蓄品が不要となった場合、甲に連絡する。

(覚書の有効期間)

第11条 この覚書の有効期間は、令和3年8月10日から令和4年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了の1か月前までに相手方に対し、書面または口頭による別段の意思表示がない場合は、この覚書を1年間自動更新し、以後同様とする。

(協議)

第12条 この覚書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この覚書締結の証として、本覚書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年8月10日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地

箱根町長 勝 俣 浩 行

乙 神奈川県足柄下郡箱根町仙石原937番地

温泉旅館みたけ

代表取締役 池 谷 宏 治